

「馬のまち栗東」体感コンテンツ実装事業委託業務 審査要領

1. 目的

本要領は、「馬のまち栗東」体感コンテンツ実装事業委託業務に係る公募型プロポーザルの実施にあたり、参加者を公平に評価するために必要な項目を定めることを目的とする。

2. 審査対象

審査の対象事業者は次に掲げる条件をすべて満たし、一つでも満たない場合は審査の対象事業者には該当しないものとする。

- (1) 「馬のまち栗東」体感コンテンツ実装事業委託業務 実施要領 に記載の参加資格を有すること。
- (2) 「馬のまち栗東」体感コンテンツ実装事業委託業務 実施要領 に記載の見積限度額以下の見積額を示すこと。

3. 審査方法

企画提案内容について、書類審査及びプレゼンテーション審査を行う。

(1) 書類審査

書類審査は、「4 (1) 審査項目と配点」に記載する審査項目のうち、【1 事業者評価】【2 提案内容】【4 価格（見積額）】について行う。書類審査は事務局にて行い、審査委員会の承認を経て決定する。

(2) プレゼンテーション審査

プレゼンテーション審査は、「4 (1) 審査項目と配点」に記載する審査項目のうち、【2 提案内容】【3 プレゼンテーション】【4 価格（見積額）】について行う。プレゼンテーション審査は、「馬のまち栗東」体感コンテンツ実装事業委託業務プロポーザル審査委員会（以下、審査委員会とする）にて行い、各審査委員の評価を取りまとめ、事業者の評価とする。

(3) 一次審査と二次審査

提案事業者が4者以上の場合、書類審査を一次審査として実施し、上位3者のみ、プレゼンテーション審査を二次審査として行うものとする。

4 審査内容

(1) 審査項目

提出書類、プレゼンテーション等により、「表1 審査項目表」の内容を審査する。詳細な評価項目及び配点は、審査要領別紙「馬のまち栗東」体感コンテンツ実装事業委託業務審査基準表（以下、審査基準表とする）に示す。

表1 審査項目表

	審査項目
1	事業者評価
2	提案内容
3	プレゼンテーション
4	価格（見積額）

(2) 評価

「表2 評価基準表」に従い、「4（1）審査項目」に記載する審査項目のうち、書類審査にて【1事業者評価】【2提案内容】【4価格（見積額）】について事務局が評価し、プレゼンテーション審査にて【2提案内容】【3プレゼンテーション】【4価格（見積額）】について審査委員会が評価する。各評価項目における各審査委員の評価点の平均（小数点以下は切り捨て）を、当該評価項目における事業者の評価点とする。

なお、導入経費見積額が、実施要領「3. 予算額（見積限度額）」に掲げる見積額の上限を超えた場合は、失格とする。

表2 評価基準表

評価	係数	評価内容
A	1. 0 0	非常に優れている
B	0. 7 5	優れている
C	0. 5 0	標準
D	0. 2 5	やや劣る
E	0. 0 0	劣るあるいは提案なし

評価点 = 評価係数 × 各評価項目の配点 ※小数点以下は切捨て

5 最終評価

「4（2）評価」の基準に基づき算出した各評価項目の評価点の合計を、最終的な事業者の評価点とする。

6 優先交渉者の選定

- (1) 最終評価点の最も高い事業者を優先交渉者として選定する。
- (2) 最終評価点と同点の場合は、審査項目【2提案内容】の評価点が高い事業者を選定する。【2提案内容】の評価点と同点の場合は、【3プレゼンテーション】の評価点が高い事業者を選定する。
- (3) 提案者が1者であっても、本審査は成立するものとする。その場合において、書

類審査とプレゼンテーション審査の評価点の合計が600点以上であれば優先交渉者として選定する。

- (4) 優先交渉者として選定した事業者と交渉した結果、契約締結に至らなかった場合又は同事業者に業務を履行できない何らかの事由が発生した場合は、次順位以下となった事業者のうち評価点が上位であったものから順に本業務についての交渉を行う。